

「大規模災害時等に係る 惨事ストレス対策 研究会」報告書の概要

消防・救急課

1 はじめに

平成23年3月に発生した東日本大震災は、大地震・大津波により多くの尊い人命・財産が失われるなど、まさに未曾有の大災害であり、全国の消防職員が緊急消防援助隊として派遣され、被災地で過酷な任務に従事したほか、住民の避難誘導や水門閉鎖等の業務に従事した消防職団員が犠牲となるなど、消防職員のみならず、消防団員の惨事ストレスの発生も危惧されているところである。

そこで、東日本大震災における惨事ストレス対策の実施状況を踏まえ、より効果的な惨事ストレス対策について必要な検討を行うため、「大規模災害時等に係る惨事ストレス対策研究会」（座長：ルーテル学院大学総合人間学部教授 丸山晋）を発足させ、効果的な惨事ストレス対策及び消防職団員等の対象者の特性を踏まえた惨事ストレス対策等について検討し、その結果を報告書として取りまとめた。

2 調査研究の趣旨と目的

消防庁では、平成13年度から平成14年度にかけて、また、平成17年度に惨事ストレスに係る研究会を開催するとともに、平成15年には、精神科医、臨床心理士等の専門家によって構成される「緊急時メンタルサポートチーム」を創設し、各地に派遣するなど、惨事ストレス対策に取り組んできた。また、東日本大震災後には、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）の消防職団員に対し、緊急時メンタルサポートチームを延べ20回派遣するとともに、全国の消防職団員を対象とした惨事ストレスセミナーをブロック毎に9会場で開催した。

東日本大震災後における消防職団員の惨事ストレスの状況やこれまでの惨事ストレス対策の実施状況を踏まえつつ、今後発生が危惧される首都直下地震、南海トラフ巨大地震等の大規模災害等に備え、国・都道府県・消防本部等の各般各層における惨事ストレス対策の充実・強化を図るため、次に掲げる研究項目を中心によ

り効果的な惨事ストレス対策について調査研究を行ったものである。

【調査研究項目】

- ・惨事ストレス対策の実施体制の整備について
- ・惨事ストレス対策に関する消防職団員への事前教育、普及啓発等について
- ・対象者の特性を踏まえた対策の実施について

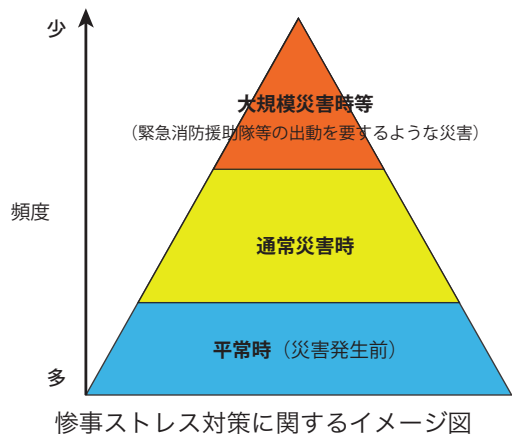
3 消防職団員の惨事ストレス対策

(1) 惨事ストレス対策の理念

災害救援者が職務の中で受ける精神的衝撃からの回復を増進し、外傷後ストレス障害（PTSD）等の発症を予防するとともに、ハイリスク者を早期発見しケアを行うことで、惨事を経験した者の経験が、その後の活動を阻害するのではなく、高めていくものとなるようにすることである。

(2) 惨事ストレス対策の体系

平常時（災害発生前）や通常災害時の惨事ストレス対策が、大規模災害時等の惨事ストレス対策へと段階的につながってくるものと考えられる。そのため、平素から惨事ストレス対策の取組を構築・整備し、大規模災害等が発生した場合、迅速に対応できる体制づくりを推し進めていくことが重要である。



4 平常時における惨事ストレス対策

(1) 消防本部

- ・消防本部における支援体制の確立
- ・惨事ストレス対策に関する教育の推進
- ・消防職員の家族に対する惨事ストレスの周知

惨事ストレスが危惧される災害等が発生した場合には、スムーズに支援を受けられる体制を構築するとともに、特に幹部職員に対する教育を充実させ、組織として惨事ストレス対策に取り組む必要性を認識させる。また、

消防職員の家族に対しても惨事ストレスに関する知識や対処方法の周知を図る。

(2) 消防団

- ・惨事ストレス対策の周知及び普及・啓発
- ・消防団員の家族及び地域住民に対する惨事ストレスの周知及び理解

消防学校における教育訓練及び消防団における研修等において惨事ストレス対策について周知し、普及・啓発を図る。また、消防団員は地域住民の一人でもあることも考慮し、消防団員の家族のほか、地域住民に対しても、消防団員の惨事ストレスについて周知し、理解を得る。

(3) 都道府県等

- ・広域的な惨事ストレス体制の整備
- ・消防学校における惨事ストレス教育の推進

都道府県消防防災主管課、消防学校、代表消防本部等（以下、「都道府県の担当機関」という。）が主体となって都道府県を範囲とした広域的な体制を整備し、惨事ストレス対策の専門家「地域メンタルサポートメンバー」（以下、「地域メンバー」という。）を確保する。

また、消防学校において消防職団員の惨事ストレスに関する科目を積極的に取り入れ、教育内容の質・量ともに充実させる。

(4) 消防庁

- ・「緊急時メンタルサポートチーム」の充実強化
- ・地域における惨事ストレス対策への支援
- ・消防職団員等に対する惨事ストレス対策の普及・啓発の促進
- ・消防大学校における惨事ストレス教育の推進

「緊急時メンタルサポートチーム」メンバー（以下、「消防庁メンバー」という。）を増員し、地域格差を解消するとともに、消防庁メンバーに対する研修や情報提供を実施し、充実・強化を図る。また、都道府県の担当機関における地域メンバーの確保に対する情報提供を実施する。

惨事ストレス対策に関するパンフレット等を作成・配布することにより消防職団員及びその家族に対する普及・啓発を促進させる。また、消防大学校において惨事ストレス対策に関するより質の高い講義を行うことによって、消防本部及び消防団における惨事ストレス対策を実践できる幹部職団員を養成する。

5 通常災害時における惨事ストレス対策

(1) 消防本部

- ・消防職員の心身の健康状態の把握
- ・専門家に対する支援の要請
- ・医療機関等への受診を要する消防職員がいた場合の対応

行動を共にしている隊長や隊員が相互に表情、健康状態、行動等を観察し、心身に不調を来しているか否かを把握する。その結果、心身に不調を来している隊員を発見した際は、消防本部が独自に支援体制を構築している場合には、その実施方法に基づいて実施するものとし、消防本部が独自に支援体制を構築していない場合には、地域メンバーを活用する。

なお、医療機関等への受診を要する消防職員がいた場合、報告を受けた消防本部の担当者は、プライバシーの保護に十分留意し、対応する

(2) 消防団

- ・地域における惨事ストレス対策の実施

地域メンバーを活用し、惨事ストレス対策を実施する。消防団員の場合は、惨事ストレスの存在について把握していない場合も考えられることから、慎重に対応する。

(3) 都道府県等

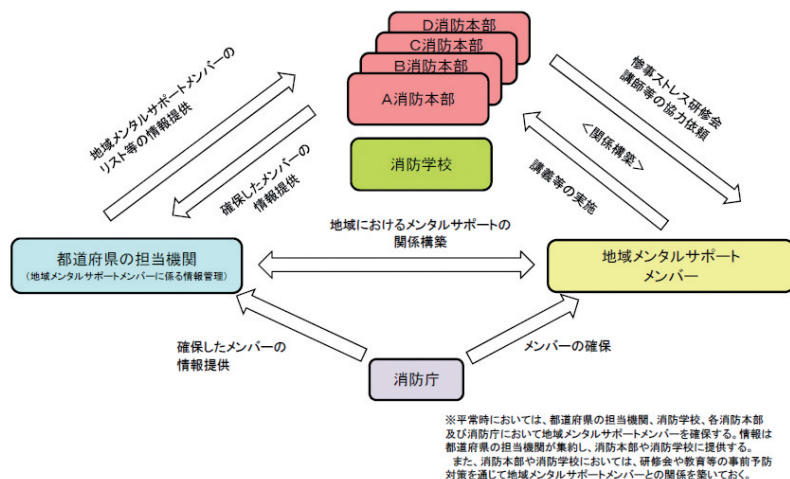
- ・広域的な惨事ストレス対策への支援

消防本部等により対応が困難な場合は、都道府県の担当機関が地域メンバーと消防本部等の連絡調整を図る。消防本部における活動については、都道府県の担当機関、消防本部等及び専門家の三者間で密接な連携を図るとともに、消防職団員の状況を勘案し、最も適切な方法で支援を行う。

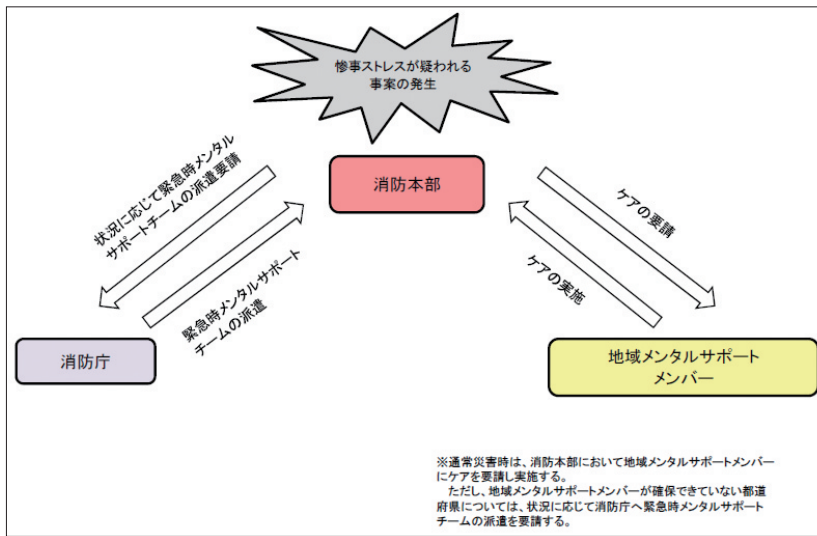
(4) 消防庁

- ・「緊急時メンタルサポートチーム」の派遣
- ・地域における惨事ストレス対策への支援

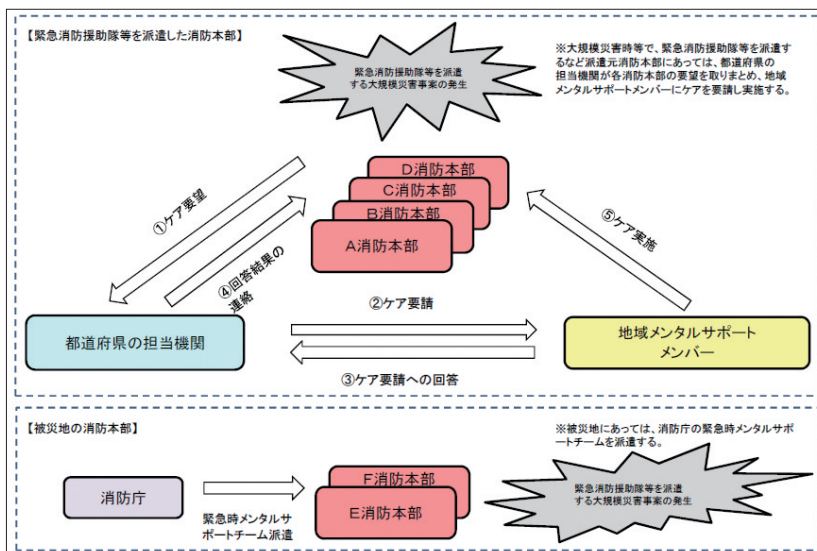
都道府県において地域メンバーが確保できるまでの間、消防庁メンバーを消防本部等に派遣する。また、都道府県の担当機関に対する助言、援助等を行い、地域メンバーのみでは対応できない場合等については、消防庁と都道府県の担当機関が連携し、対応する。



平常時（災害発生前）における惨事ストレス対策イメージ図



通常災害時における惨事ストレス対策イメージ図



大規模災害時等における惨事ストレス対策イメージ図

6 大規模災害時等における惨事ストレス対策

(1) 消防本部

- ・緊急消防援助隊として派遣された消防職員への惨事ストレス対策の実施
- ・被災地の消防職員への惨事ストレス対策の実施

緊急消防援助隊として派遣された消防職員が自己の消防本部へ帰庁した後に行う惨事ストレスに対する支援については、地域メンバーが担うこととし、都道府県の担当機関が地域メンバーとの連絡調整を実施する。また、被災地を管轄する消防本部の消防職員に対する支援は、消防庁が「緊急時メンタルサポートチーム」を活用し、消防庁メンバーを派遣することにより実施する。

(2) 消防団

- ・被災地の消防団員への惨事ストレス対策の実施
- 消防庁が「緊急時メンタルサポートチーム」を派遣し、

消防庁メンバーが対応する。そもそも消防団員は、地域に居住し、生活している一住民であり、他に生業を有しているため容易に集合することができないことや消防団員の活動自体が地域に密着したものであることから、可能な限り消防署や消防団の詰所等において実施するなど、いわゆるアウトリーチ（現場に出向く方式）によるケアを中心に検討する。

(3) 都道府県等

- ・緊急消防援助隊として派遣された消防職員への惨事ストレス対策の支援
- ・被災地の消防職団員への惨事ストレス対策の支援

緊急消防援助隊として派遣された消防職員の惨事ストレスに対する支援として、都道府県の担当機関は地域メンバーと県下消防本部間の連絡調整を行う。また、被災地の消防職団員の惨事ストレスに対する支援は、地域メンバーが対応できる段階で、地域メンバーによる支援を開始することとし、都道府県の担当機関は消防本部等の要請により、地域メンバーを派遣する

(4) 消防庁

- ・「緊急時メンタルサポートチーム」の派遣
 - ・地域における惨事ストレス対策への支援
- 被災地の消防職団員の惨事ストレスに対する支援を行うため、消防庁は「緊急時メンタルサポートチーム」を活用し、消防庁メンバーを派遣する。また、各都道府県

で地域メンバーによる支援の確保が困難な場合は、消防庁メンバーが緊急消防援助隊として派遣された消防職員の支援にあたる。

7 おわりに

平常時（災害発生前）や通常災害時の惨事ストレス対策が、大規模災害時等の惨事ストレス対策へと段階的につながってくるものと考えられることから、本報告書では、各段階における各機関の役割について、具体的に提言されている。本報告書において提言された事項を参考とされ、それぞれの地域の実情に応じた惨事ストレス対策が確立されることを期待する。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課 城田・前島
TEL: 03-5253-7522